

君津市障害者基幹相談支援センターの評価方法について

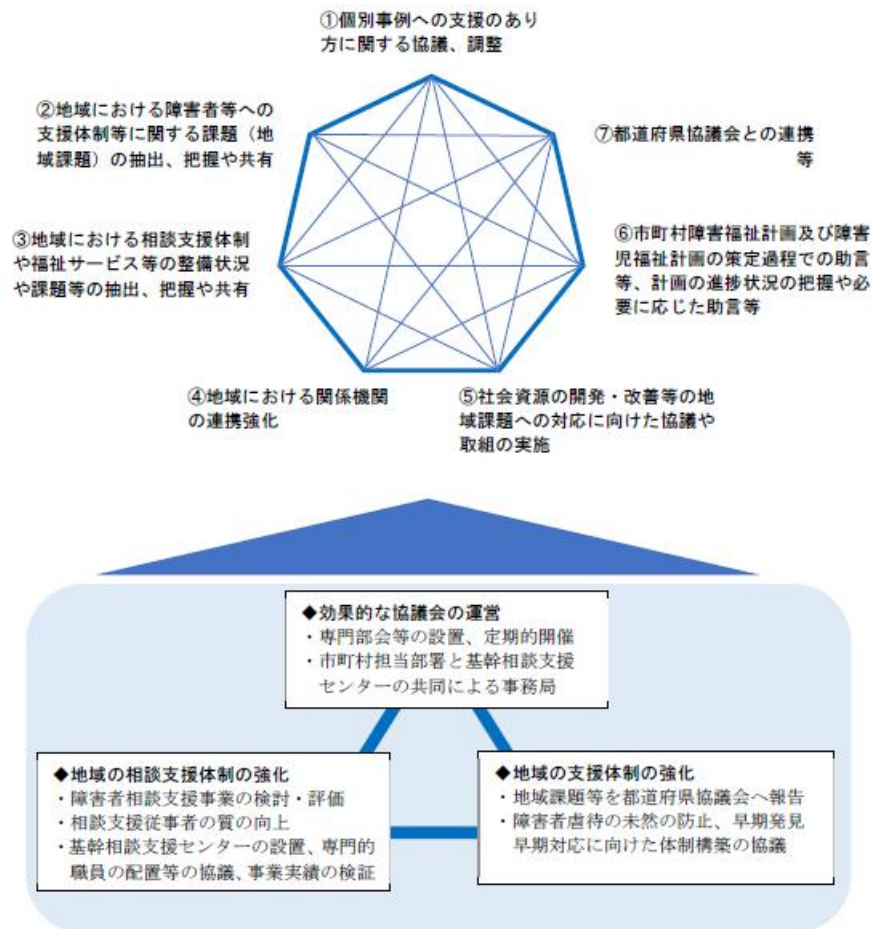
基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、各種の相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を適切に果たせる形でセンターを設置することが重要であるため、設置した後にも基幹相談支援センターの評価は定期的かつ継続的に実施することが求められます。

＜自立支援協議会における評価＞

市町村（自立支援）協議会の評価については、「基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証」、「市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価」が挙げられています。

市町村（自立支援）協議会の主な機能



令和 6 年 3 月 厚生労働省 （自立支援）協議会の設置・運営ガイドラインより

<評価について>

1 評価の目的

君津市の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、その事業運営や活動状況を評価し、より良い事業運営等へ結びつけ、事業の質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

君津市障害者地域自立支援協議会本会において実施する。

3 評価対象期間

毎年、前年度の業務内容について評価を行う。

参考 令和6年度君津市基幹相談支援センター実績報告（案）